

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例（平成21年10月13日京都市条例第18号）（消防局総務部庶務課）

消防法の一部を改正する法律（平成21年法律第34号）の施行に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成21年10月30日から施行することとしました。

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年10月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第18号

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成21年10月30日から施行する。

(消防局総務部庶務課)